

徳島県告示第七十六号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町櫛川字馬場二五の一〇〇、二五の一〇一、二五の一〇八、二五の一〇九、二五の一〇二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため